

盛岡地域市民後見人養成講座

受講者募集

参加無料

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。社会貢献に意欲のある方が「市民後見人」として活躍できるよう、成年後見に関する知識・技術・社会規範・倫理性を習得する講座を開催します。

日時

令和2年9月24日～令和2年11月26日【毎週木曜日10時00分～概ね16時30分 全9回】

会場

プラザおでって大会議室(盛岡市中ノ橋通一丁目1-10)ほか

定員

30人程度(定員を超えた場合は抽選となります。)



対象

- 盛岡広域8市町(盛岡市, 八幡平市, 滝沢市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 紫波町, 矢巾町)在住または在学・在勤の方
- 令和2年4月1日現在における年齢が満20歳以上の方
- 原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方
(原則として全50単位中44単位以上の取得で修了者と認定します。[1単位:1時間])
- 成年後見制度及び高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意がある方
- 上記に関わらず、次の要件のいずれかに該当する方は、受講できません。
 - ・民法第20条に規定する制限行為能力者(未成年者, 成年被後見人等)
 - ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
 - ・専門職(弁護士, 司法書士等)の団体に加入し、その団体での後見活動が可能な者

講座内容

市民後見概論や対象者の理解を始め、成年後見制度を取り巻く関係諸制度など50単位

期 日	主な研修内容
9月24日(木)	オリエンテーション、市民後見概論、対象者の理解
10月1日(木)	対象者の理解、成年後見制度概論・各論
10月8日(木)	権利擁護の理念、財産法・家族法、高齢者・障がい者虐待防止法
10月15日・22日(木)	施設実習 ※15日か22日のどちらか1日受講
10月29日(木)	社会保障制度、介護保険制度
11月5日(木)	対人援助の基礎
11月12日(木)	申立手続き書類の作成、家庭裁判所の役割、成年後見の実務
11月19日(木)	報告書の作成、報酬付与申立の実務、市民後見人像について
11月26日(木)	事例報告と検討、修了式

申込方法

裏面の申込書(宣誓書を含む)に必要事項を記入の上、盛岡広域成年後見センターあて郵送又は持参、ファックスにより申込んでください。持参による申込受付は平日8時30分から17時30分までです。申込締切は、令和2年9月3日(木)(必着)です。

申込み・問合せ先

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階) 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内

Tel:019-626-6112 Fax:019-656-0612

主 催 盛岡広域8市町(盛岡市, 八幡平市, 滝沢市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 紫波町, 矢巾町)
(運営:盛岡広域成年後見センター)

共 催 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか